

議案第 50 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書及び第 23 条中「9 万円」を「10 万円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 22 年度以後の国民健康保険税の減免の特例）

- 18 当分の間、平成 22 年度以後の第 26 条第 2 項の規定による国民健康保険税の減免については、同項中「申請によって、当該納税義務者又は当該被保険者が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り」とあるのは「申請によって」と、同項第 1 号中「資格取得日」とあるのは「当該納税義務者又は当該被保険者が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日（次号において「資格取得日」という。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第4項ただし書、第23条及び附則第18項の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の改正を踏まえ介護納付金課税額に係る課税限度額を見直すほか、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入したことにより、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合における国民健康保険税の２年間限りの減免措置を当分の間の減免措置とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。